

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和5年 7月 30日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市北区紫野北花ノ坊町96	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 学校法人 佛教教育学園 理事長 田中 典彦

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	194 台	12 台	1 台	194 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	31 台	0 台	0 台	31 台				
前年度に第一種特定製 品に充填及び回収を行 った冷媒用代替フロ ンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	36.8	キログラム	1.8	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	第一種特定製品の簡易点検記録簿を作成し、それに基づき点検を行っており ます。又、空調メーカーによる簡易以外の定期点検を実施し結果報告書を保管してお ります。							
	廃 棄 時	管財部施設課が廃棄時には登録業者にて依頼しフロン回収を適切に行 っております。							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	委託しているビル管理業者、空調メンテナンス業者による日常点検及び定期点検、その他故障時などに発覚した場合は、速やかに報告を受け 対応を行います。							
	廃 棄 時	管財部施設課が廃棄時には登録業者にて依頼しフロン回収を適切に行 い 引取証明書を受取り、その後適切に処理が完了した後 廃棄を行う。							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	新設工事には、トップランナー機器を選定しております。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。